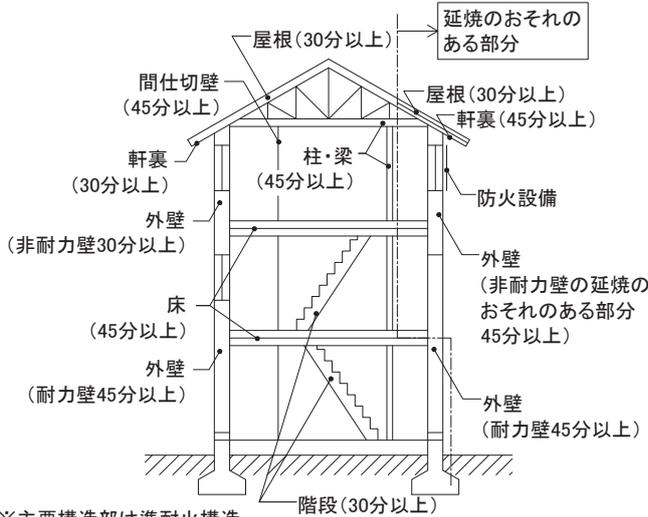


7 参考資料(関連法規)

4)「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

イ準耐(加熱時間45分)

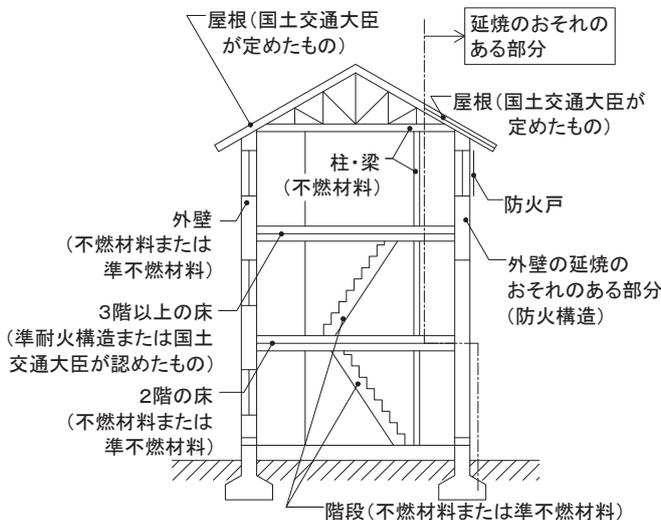


注) 主要構造部は準耐火構造または準耐火構造および耐火構造、軒天は、45分準耐火構造に対応する構造としてください。

ロ準耐・1号(外壁耐火)

外壁を耐火構造にした建築物です。
原則、モエンは使用できません。
(プaster・モエン外壁耐火構造、センチュリー・モエン外壁耐火構造、ダイケン・ニチハ耐火ウォールCは鉄骨下地を前提とした個別認定となります。基本的にロ準耐1号への適用は困難です。)

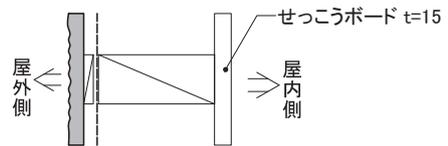
ロ準耐・2号(不燃構造)



45分準耐火構造とするための構造

45分準耐火構造QF045BE-9226の屋内側の被覆

- 間柱及び下地を木材または鉄材で造った場合
 - せつこうボード(15mm以上)(強化せつこうボードを含む)
 - せつこうボード(12mm以上)の上にせつこうボードまたは難燃合板(9mm以上)を張ったもの
 - せつこうボードまたは難燃合板(9mm以上)の上にせつこうボード(12mm以上)を張ったもの
 - せつこうラスボード(7mm以上)の上にせつこうプaster(8mm以上)を塗ったもの
 - 強化せつこうボード(12.5mm以上)
- 間柱及び下地を不燃材料で造った場合
 - 鉄網モルタル塗(15mm以上)
 - 木毛セメント板張またはせつこうボード張の上にモルタルまたはしっくい(10mm以上)を塗ったもの
 - 木毛セメント板の上にモルタルまたはしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- 間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造った場合
 - 鉄網モルタル塗または木ずりしっくい塗(20mm以上)
 - 木毛セメント板張またはせつこうボード張の上にモルタルまたはしっくい(15mm以上)を塗ったもの
 - モルタル塗の上にタイルを張ったもの(合計厚さ25mm以上)
 - セメント板張または瓦張の上にモルタルを塗ったもの(合計厚さ25mm以上)
 - 土蔵造り
 - 土蔵真壁造りで裏返塗りをしたのもの
- 以下の認定のいずれか(旧番号で表示してあります)
 - 準耐火(通)W1001、準耐火(通)W1009、準耐火(通)W1011、準耐火(通)W1012、準耐火(通)W1013
 - 準耐火W1001、準耐火W1002、準耐火W1003
- 本認定の屋外側被覆
- 1時間準耐火構造QF060BE-9225の屋外側被覆



準耐火構造の屋根(告示第1358号 第五)

屋根の構造方法は、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。次に定めるものとする。

- 次に定める構造とすること
 - 不燃材料で造るか、またはふいたもの
 - 屋内側の部分または直下の天井に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - 厚さが12mm以上の強化せつこうボード
 - 厚さが9mm以上のせつこうボードを二枚以上張ったもの
 - 厚さが12mm以上のせつこうボード(その裏側に厚さが50mm以上のロックウールまたはグラスウールを設けたものに限る)
 - 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板
 - 第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル
 - 繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る)を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの
- 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが9mm以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分または直下の天井に厚さが12mm以上の強化せつこうボードの防火被覆が設けられた構造とすること。
- 屋内側の部分または直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - 厚さが15mm以上の強化せつこうボードまたは厚さが12mm以上の強化せつこうボード(その裏側に厚さが50mm以上・かさ比重が0.024以上のロックウールまたはグラスウールを設けたものに限る)に該当するもの
 - せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が21mm以上のもの
 - 厚さが12mm以上のせつこうボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの